

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金(初回)のご案内

1 支給対象世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/借入最終月を迎えた世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
(令和4年1月以降は、以下も対象)
- ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/令和4年12月までに借り終わる世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■収入が、収入基準額(①+②の合計額)を超えないこと

①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

●収入要件

世帯人数	①基準額	②住宅扶助基準額	収入基準額(申請月)
1人	84,000円	39,000円	123,000円
2人	130,000円	47,000円	177,000円
3人	172,000円	51,000円	223,000円
4人	214,000円	51,000円	265,000円
5人	255,000円	51,000円	306,000円

■資産が、上記①基準額の6倍以下(ただし100万円以下)

●金融資産上限額

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

■今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金との併給が可能です

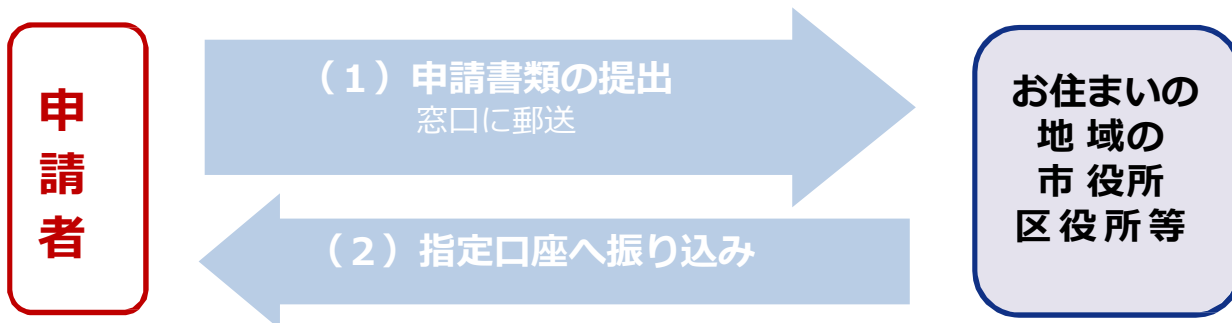
世帯人数	支給額
1人	60,000円
2人	80,000円
3人以上	100,000円

支給期間：3か月間

3 支給のための手続き

受付は令和4年12月31日までとなります。

- ▶申請書及び添付書類を返信用封筒に入れて郵送してください。
- ▶申請書に必要な書類は、「申請書類及び添付書類一覧」をご確認下さい。
- ▶支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、支給の中止、生活保護をご案内することがあります。



お問い合わせ

TEL 072-838-0347(直通) FAX 072-826-1860

E-mail hogo@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市 福祉部 保護課
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 担当